

伊達市からのお知らせ

東日本大震災に伴う市税等の減免について

平成23年3月11日発生した東日本大震災により、被害に遭われた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。

今回の地震災害により、市税など(市県民税や固定資産税、国民健康保険税)や、保険料(後期高齢者医療保険料や介護保険料)が、被害の程度に応じ減額・免除されます。つきましては、下記要件に該当する方は、減免申請を行ってください。

減免の対象となる税(料)

平成23年度の下記の税金や保険料が対象です。

- ◆ 市県民税(個人住民税)
- ◆ 固定資産税
- ◆ 国民健康保険税
- ◆ 後期高齢者医療保険料
- ◆ 介護保険料

※ 震災日(平成23年3月11日)以後に納期限が設定されている平成22年度の税や保険料についても、減免される場合があります(住宅被害や避難区域の一部など)。

減免に該当する被害とは・・・

東日本大震災により下記のいずれかに該当する方です。

- ① 納税義務者などが、死亡または行方不明、重い傷病にかかったとき。
 - ② 納税義務者などの居住する住宅が半壊以上の被害に遭ったとき。
 - ③ 所有する土地や家屋・償却資産が20%以上の被害に遭ったとき(一部損壊の場合や、塀などの非課税物件の被害は該当しません)。
 - ④ 原発事故により避難指示・屋内退避・計画的避難区域・緊急時避難準備区域に該当している場合。
 - ⑤ 特定避難勧奨地点に指定された世帯
- ※ 税目別の減免適用状況は4ページの『減免該当一覧表』をご覧ください

減免該当一覧表

税や料の種類	要件(被害などの内容)			
	① 人的被害	② 住宅被害 (半壊以上)	③ 固定資産 (課税資産の20%以上の被害)	④⑤ 避難区域
市県民税	●	◎		●
固定資産税		▲	▲	●
国民健康保険税	●	◎		●
後期高齢者医療保険料	●	◎		●
介護保険料	●	◎		●
被害を証明する書類	警察証明 身障者手帳 診断書など	り災証明書 (他の市町村から転 入された方)	固定資産税 課税明細書	震災日に指定区 域に住所を有し ていた事が証明 できるもの
減免割合	全額免除	半壊・大規模半壊 全壊	1/2 3割をご覧ください	全額免除

※ 震災日から引き続き伊達市に住所を有し、住民基本台帳で区域内の住所が確認できる方は、④⑤の避難区域にかかる証明書の添付は必要ありません。
※ 住宅被害の◎印については、居住している住宅が半壊以上の被害に遭った場合に該当しますが、▲印の固定資産税については、所有している資産に20%以上の被害があった場合該当します(詳しくは3ページをご覧ください)。

問い合わせ先

- 【市県民税】
● 財務部税務課 024-575-1138
- 【固定資産税】
● 財務部税務課 024-575-1235
- 【国保税・後期高齢保険料】
● 健康福祉部国保年金課 024-575-1198
- 【介護保険料】
● 健康福祉部高齢福祉課 024-575-1299

発行 伊達市 財務部・健康福祉部

減免の申請と受付場所について

- ◆ 住宅被害で、半壊以上の判定を受けている方や特定避難勧奨地点に該当する方には、申請書用紙を自宅に郵送します。
(住所と異なる場所に居住されており郵便が届かない場合は、伊達市役所税務課か、国保年金課、高齢福祉課のいずれかにご連絡ください)
- ◆ それ以外の要件に該当する方は、下記日程により申請を受け付けます。

【受付日】 7月24日（日）午前9時～午後5時まで
【場 所】 伊達市役所 保原本庁舎1階 シルクホール

- ※当日ご都合が悪くおいでにならない場合は、随時各総合支所市民窓口か、保原本庁税務課で受付します。

減免の手續に必要なる書類

① 申請減免書

- ※ 申請書用紙は、市役所各総合支所や保原本庁税務課の窓口に備え付け
てあります。
- ※ 申請者ご本人が、亡くなった場合や、体の具合が悪く手続きすることができ
ない場合は、同居する家族が代わって申請することができます。
- り災証明書や診断書など、被害が確認できるものの写し
- ※ 伊達市から、り災証明の交付を受けている方は、市保管の名簿等で確認で
きますので、提出いただく必要はありません。
- ※ 他の市町村で住宅被害に遭い伊達市に転入された方は、被災家屋のある
市町村長が発行した、り災証明書（住宅の被害程度が記載されているもの）
が必要になります。
- ※ 人的被害に遭った方は、警察署や医師から交付を受けた証明書や診断書
また、被災による障害の程度がわかる障害者手帳など。

③ 鑄印

固定資産税の減免について

＜減免対象となるもの＞

土地	地盤崩壊や土砂流出等により、本来の使用ができなくなった土地
家屋	住宅については罹災証明書で「半壊」「大規模半壊」「全壊」の判定を受けたもの。住宅以外の建物は、現地調査で「半壊」以上と認められたもの
償却資産	今回の地震により被災し、取り壊しを行った建物 著しく被害を受け大規模な修繕の必要な償却資産及び除却した償却資産

＜減免対象とならないもの＞

土 地	小規模な地割れ、地崩れ
家 屋	罹災証明書で「一部破損」の判定を受けた建物、またはそれに準じた建物
	屋根瓦がすべて損傷したが、ほかに大きな損傷がない建物
	屋根瓦の一部が損傷し、外壁に数か所ひびが入り、内装の一部が損傷した建物
	犬走り、カーポート、塀、簡易物置等の非課税の構築物
償却資産	簡易な修繕で利用できる償却資産

＜必要書類＞

- ・ 固定資産税減免申請書 ・ 印鑑
- ・ 固定資産税課税明細書（コピー）＊被害資産に○印をつけてください。
- ・ 地盤が崩落した土地等は、被害状況の写真
- ・ 被災証明書を受けていない家屋は、被害がわかる写真
- ・ 家屋を取り壊した場合、「家屋取り壊し届」
- ・ 償却資産の場合は、資産名、取得価格、取得年及び修理費用がわかる書類（領収書写し）

＜納付について＞

減免申請を行っても損害割合が基準に満たず減免にならない場合や、決定までの時間を要することが予想されますので、減免決定がなされるまでの間は、送付済みの納付書（口座の場合）は通知書の金額）で納付をお願いします。減免決定した場合は、納税通知書を再通知いたします。すでに納付済の場合は還付いたします。

＜減免の割合＞

土地・償却資産

被害割合	0%	20%	40%	60%	80%	100%
減免割合	無	4割	6割	8割	全額	全額

家屋

被害割合	0%	20%	40%	50%	100%
減免割合	無	4割	6割	全額 (全壊)	全額 (全壊)

被災建築物を取り壊した場合は、被害の程度に関わらず全額免除